

福岡県介護DX支援事業費補助金 Q&A

①補助対象の事業所について

No		質 問	回 答
①	1	過去に福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金・福岡県ICT導入支援事業費補助金・福岡県介護DX支援事業費補助金の交付を受けた事業所であるが、申請することは可能か。	過去に福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金・福岡県ICT導入支援事業費補助金・福岡県介護DX支援事業費補助金の交付を受けた事業所でも、本補助金の申請は可能です。
①	2	これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か。	申請受付期間までに開設済みの事業所が対象となります。
①	3	「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は申請できるか。	できません。 ただし「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けている場合は、申請可能です。
①	4	補助対象外事業所（「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等）に併設する訪問系サービス事業所等が機器の導入を行う場合、当該機器を前述の補助対象外事業所で使用・設置することは可能か。	できません。 本補助金で導入した機器等については、申請事業所の職員や利用者を対象に使用するものとしているため、併設する事業所であっても申請事業所以外での使用・設置は認められません。
①	5	「訪問系サービス」の事業所が利用者宅で据え置いて使用する機器は補助対象となるか。	補助対象外 です。 補助対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていきができない機器や、利用者宅で据え置いて使用する機器は補助対象外となります。
①	6	障がい福祉サービス事業所・施設も補助対象となるか。	補助対象外 です。 介護保険法に基づくサービスを提供する福岡県内のサービス事業所及び老人福祉法に基づく福岡県内の養護老人ホーム・軽費老人ホームが補助対象となります。
①	7	福祉用具貸与事業所が「貸与するための福祉用具を購入する場合」は補助対象となるか。	補助対象外 です。 申請者（設問の場合は福祉用具貸与事業所の従事者）の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化などには該当しないため、補助対象としては認められません。

②補助対象の機器・経費について

No		質 問	回 答
②	1	この機器(特定の介護テクノロジー)は、補助の対象となるか。	特定の機器が補助の対象に含まれるかどうかは、申請前にはお答えできません。申請内容を審査した上で、対象かどうかを決定しますので、まずはご申請ください。なお、以下に該当する機器については、原則補助対象となりますので、ご確認ください。 ア. 採択機器一覧 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigodx.html イ. 福祉用具情報システム(TAIS)で「介護テクノロジー」として選定された機器 https://www.techno-tais.jp/
②	2	機能等が同水準とされる介護テクノロジー・インカム・介護ソフトとは、具体的にどのようなものを指すのか。	現在「TAIS」に登録申請中であり、令和8年8月31日までに「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載が見込まれるものになります。 上記以外の機器は申請内容を審査した上で、対象かどうかを決定しますので、まずはご申請ください。
②	3	【A. 介護ロボット】、【D. 介護ソフト】、【E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入】の基準額は付帯経費を含んだ金額か。	ご認識のとおりです。
②	4	昨年度の実施要領には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。	ご認識の通りです。 情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。
②	5	インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器(1台)あたりの上限額か。	ご認識の通りです。
②	6	「TAIS」の介護支援業務に掲載されていないインカムはどの区分で申請したらいいか。	A.介護ロボットで申請してください。 補助の対象かどうかは申請内容を審査した上でを決定しますので、まずはご申請ください。
②	7	補助額には、消費税及び地方消費税を含めてよいか。	可能です。 本補助金では、導入経費の消費税及び地方消費税を含めた金額が対象となります。
②	8	補助対象経費算出シートの「消費税」欄について、「含める」「含めない」の選択肢があるが、事業所の判断で決めていいのか。	お見込みの通りです。 記載された金額で審査を行いますので、消費税を含めて申請を行う場合は、消費税を含めた金額で書類を作成してください。
②	9	機器の導入にあたり発生する工事費は補助の対象となるか。	【A. 介護ロボット】、【D. 介護ソフト】、【E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入】の導入に付帯して必要となる場合は、補助の対象となります。 ※【B.その他の機器】、【C. バックオフィスソフト】の導入に付帯して発生する工事費は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

②	10 【8/3修正】	リース、レンタル、サブスクリプション費、使用权(ライセンス)の購入費は対象となるか。 補助対象となる場合、複数年分の費用は補助対象となるか。	対象となります。複数年であっても契約日、支払日及び納品日(導入日)が事業実施期間である令和9年1月31日までに完了した場合補助の対象となります。 例えば、リース等が複数年の場合、事業実施期間に全額支払った場合は全額が補助対象となります。リース等が複数年でも支払金額が1年分(毎年払い)であれば、事業実施期間に支払った1年分の金額が補助対象となります。月払いの場合は、事業実施期間までに支払った金額が対象となります。 契約日、支払日及び納品日(導入日)が令和9年2月1日以降であった場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
②	10	修正前 リース料、サブスクリプション料は対象となるか。 リース料、サブスクリプション料の補助対象期間はいつからいつまでか。	対象となります。ただし、交付の令和8年4月1日～令和9年3月31日までの経費が補助対象となります。 例)令和8年8月1日～令和11年7月31日までの契約の場合 令和8年8月1日～令和9年3月31日までの経費が対象となります。 ただし、契約日、支払日及び納品日(導入日)は事業実施期間である令和9年1月31日までに完了させておく必要があります。 契約日、支払日及び納品日(導入日)が令和9年2月1日以降であった場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
②	11	補助対象経費の算出において、リース契約などはどう計算すればよいか。	補助対象経費算出シートの規定に従って入力してください。リースの場合、一般的には「1台あたりの月額利用料 × 利用月数」を1台分の価格として計上します。
②	12	デスクトップ型のパソコンは補助対象となるか。	【A. 介護ロボット】、【D. 介護ソフト】、【E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入】の導入に付帯して必要となる場合は、補助の対象となります。 ※【B. その他の機器】、【C. バックオフィスソフト】の導入に付帯して必要となる場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
②	13	B,Cの導入要件に、「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されている機器を導入する、又は既に「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されている機器を導入していること。」と記載がありますが、この機器には「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されている介護ソフトも含まれますか。	含みます。
②	14	送料は補助対象となるか。	補助対象となります。

②	15	プリンターは補助対象となるか。	補助対象外です。
②	16	ナースコール(本体)の費用は補助対象となるか。	原則補助対象外です。 ただし、「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されているナースコールであれば、補助対象となります。補助上限額は1子機あたりの30万円となります。
②	17	収入印紙は補助対象となるか。	補助対象外です。
②	18	オープン・食洗器は補助対象となるか。	補助対象外です。

②	19	カメラだけの付属品のみの申請は補助対象となるか。	補助対象外です。
②	20	車いすは補助対象となるか。	以下の要件を満たす車いすは補助対象となります。 移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する車いす(アームサポート・フットサポートの跳ね上げ・取り外し機能付き車いす、リクライニング型車いす、ティルト・リクライニング型車いす) ※「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。)で「モジュラ車いす」又は「姿勢変換機能付き車いす」として選定された機器は、原則として補助対象とする。 〈福祉用具情報システム(TAIS)〉 (掲載先: https://www.techno-tais.jp/) 【補助対象外】 標準型車いすは補助対象外です。
②	21	既に導入した介護テクノロジーの Wi-Fi 環境整備を行う場合は補助対象となるか。	補助対象の要件を満たさず、補助対象外となります。
②	22	申請後、購入予定の介護ロボットや介護ソフトの価格が変更になった場合は、どのようになるか。	補助が採択された場合、申請された金額が補助上限となりますので、申請時より高い価格でご購入いただいた場合は申請時の金額での補助となります。また、申請時より安い価格でご購入いただいた際は、購入時の金額(補助額4/5)が補助額となります。
②	23	交付決定前に契約や支払いをしてもよいか。	補助対象期間(令和8年4月1日～令和9年1月31日)内の契約・支払であれば対象となります。ただし、申請時点では補助が確約されたものではない点にご留意ください。
②	24	Wi-Fi環境の整備のみでの申請は可能か。	これらの経費は、単独で申請することはできません。【A. 介護ロボット】、【D. 介護ソフト】、【E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入】に付帯して導入する場合のみ、補助対象となります。
②	25	タブレット端末、PC等の導入のみでの申請は可能か。	
②	26	セキュリティ対策のみでの申請は可能か。	
②	27	インカムの導入のみでの申請は可能か。	単独で申請することができます。【A. 介護ロボット】としてご申請ください。
②	28	バイタル機器の導入のみでの申請は可能か。	単独で申請することができます。【B. その他の機器】としてご申請ください。
②	29	バックオフィスソフトの導入のみでの申請は可能か。	単独で申請することができます。【C. バックオフィスソフト】としてご申請ください。
②	30	バックオフィスソフトの導入に伴うPCやwifi環境整備に伴う費用は補助の対象となるか。	補助対象外です。

③申請方法について

No		質 問	回 答
③	I	複数事業所を申請する場合、同一法人内での上限はあるか。	同一法人内での上限はありません。要領に示されている上限額のみです。

④補助要件について

No		質 問	回 答
④	1	令和7年度以前に令和8年度福岡県介護DX支援事業費補助金実施要綱の5補助要件①(セミナーの受講等)の支援を受けたが、補助要件を満たしたことになるか。	過年度の支援では補助要件を満たしません。 令和8年4月1日～令和9年1月31日の期間で支援を受ける必要があります。
④	2	利用定員の2割(認証を取得している場合は3割)の要件について、A介護ロボットとBその他の機器の申請をする場合、AとBの申請を合算した台数か。それともAとBそれぞれの台数か？	A介護ロボットとBその他の機器を合算した台数となります。

⑤パッケージ型の導入について

No		質 問	回 答
⑤	I	【E.介護テクノロジーのパッケージ型の導入】とは、どのような申請が対象となるのか。	【E.介護テクノロジーのパッケージ型の導入】とは、「介護業務支援」に該当するテクノロジーとそのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合が対象となります。 なお、導入機器には以下の①、②の機器を含める必要があります。 ①新規に導入する「C.「TAIS」の『介護業務支援』に掲載されている介護ソフト」 ※導入済みの介護ソフトのライセンス追加等は不可 ②「A.「TAIS」に掲載されている介護テクノロジー」 ※新規導入、追加導入のどちらでも可 〈介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例〉 ・「介護業務支援(介護ソフト)」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援(介護記録ソフト)」＋「介護業務支援(介護請求ソフト)」 ・「介護業務支援(介護ソフト)」＋「インカム」 等